

# 中標津

活力みなぎる緑の郷土

HOKKAIDO  
NAKASHIBETSU-CHO

# 10

No.478  
2002  
平成14年



## 「記念写真」

「なかしべつ空港まつり」で東京～中標津を結ぶ、午前10時25分着のエアニッポン837便ジェット機と一緒に、記念写真を撮りました。

発行 / 中標津町役場

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地  
総務部総務課広報・調査係  
TEL 01537-3-3111 FAX 01537-3-5333

中標津町ホームページの

URLは [http://www.aurens.or.jp/hp/nakasi\\_t/](http://www.aurens.or.jp/hp/nakasi_t/)  
メールは [nakasi-t@aurens.or.jp](mailto:nakasi-t@aurens.or.jp)



# 考えましょう。税について

税は、国を維持し発展させていくのに欠かせないものとして憲法でも税金を納めることを国民の義務と定めています。

この納税の義務は、勤労の義務、教育の義務とならんで国民の三大義務の一つとされています。私たちが安心して生活していくためには、警察、消防、道路、公園など私たち個人や民間の団体の活動だけでは、まかなうことのできない公共サービスや公共施設が必要となります。

私たちがより快適でゆとりある生活を営むために社会保障や社会資本の水準を上げようとするればそのために必要な税負担を考えなくてはなりません。

たとえば買い物をしたりレストランで食事をしたとき、その代金の支払いを通じて「消費税」を負担しています。また働くようになると所得に応じて「所得税」や「住民税」を支払うようになります。

こうして私たちが納めた税金は、国民が「健康で豊かな生活」を実現するために国や地方公共団体が行う活動の財源となるのです。

私たちは、単に義務として税金を納めるのではなく、納税者として税金のしくみについても十分に知る必要があるのです。今回は身近な税の疑問にお答えします、また町の納税の状況についてもお知らせします。



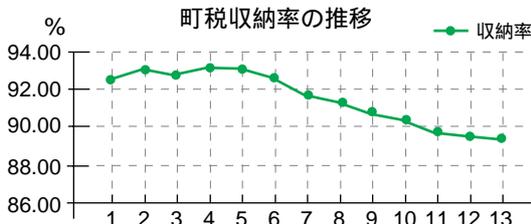
## 納めましょう！ みんなの税金

町民税・固定資産税などの町税は、町民の皆さんが安心して暮らすために町が提供するサービスの大切な財源となります。

しかし、残念な事に近年ではその収納率が下降の一途を辿っており、ここ三年間では九十パーセントを下回る深刻な問題となっております。

町ではこの問題を重要視し、昨年十月に町長を本部長とする『中標津町町税等収納向上対策推進本部』を設置し、未納、滞納の解消に取り組んでいます。納税者である町民の皆さんのご協力が無ければ解決出来る問題ではなく、税負担の公平性からも滞納されている方に対しては、今後個々のケースに応じた一段と厳しい措置を講じてまいります。

町民の皆さんに満足して頂けるサービスを提供するためにも、貴重な自主財源であります町税の納付に対しまして、今後ともご理解ご協力をお願い申し上げます。



町税の納期

5月	固定資産税 1期	軽自動車税 全期
6月	町道民税 1期	国民健康保険税 1期
7月	固定資産税 2期	国民健康保険税 2期
8月	町道民税 2期	国民健康保険税 3期
9月		国民健康保険税 4期
10月	町道民税 3期	国民健康保険税 5期
11月	固定資産税 3期	国民健康保険税 6期



工事が進む東19条の道路整備事業

## 納期内納税で 滞納のないまちづくりを！

納期限までに納税しないことを『滞納』といいますが、滞納となると督促状が送付され納税を促すことになり、定められた期間までに納付されない場合は督促手数料を別に納めなくてはならず、余計な負担が増える事になります。また、高い利率の延滞金がかかることがありますので、期限内に納付されますようお願いいたします。

督促状を発送するにも皆さんの町税が使われている事をご存知ですか？この費用は結局、町民の皆さんのために使われるべき町税より支出されています。皆さんの町税をもっと有効に使うためにも期限内納税を徹底する等、滞納のないまちづくりにご協力をお願いいたします。

納税についての相談は……  
税務課納税係まで（内線二〇八番）

## 住民税とは

住民税とは、町民税と道民税を合わせた呼び方です。住民税は、市町村に住んでいる個人に課税される個人町道民税と市町村に事業所などを持つ会社に課税される法人町民税があります。今回は、個人住民の税金を中心にお話します。

個人町道民税は、一月一日に住んでいた町に納める税金で、年の途中で住んでいる町が変わっても一月一日に住んでいた町に一年分納めることとなります。課税される内容は、前年の収入（所得）及び扶養家族などの状況により計算されます。又、納めていただく方法は、町から送付された納税通知書により納税者自ら納付していただく普通徴収と町が指定した勤務先（会社）が給与から天引きにより納付いただく特別徴収に分かれています。

ただし、所得税も給与から天引きにより税務署に納付していますのでお間違えのないようお願いいたします。

### 生命保険受け取りに注意

生命保険を受け取る場合、受け取る理由が死亡によるものか、満期によるものか、また受取人が誰なのかなどによって受取額が同じでも課税される種類や税額が異なります。夫婦の関係で見ますと次の表のようになります。

事故や病気を原因に保険会社から支払われる入院給付金、手術給付金、障害給付金等は金額にかかわらず非課税となります。ただし医療費控除を受けようとする場合、医療費から給付金受取額を差し引くこととなります。



中標津中学校校舎増改築事業

### 一時所得と贈与

右表1・5の場合、保険料の負担者 = 保険金等の受取人となり、満期保険金は一時所得として所得税、住民税の課税対象となります。

$$\begin{matrix} \text{満期保険金} & \text{支払保険料} & \text{特別控除} & \times & \frac{1}{2} & = & \text{総合課税の} \\ & & \text{限度50万円} & & & & \text{課税対象金額} \end{matrix}$$

右表2・3の場合、保険料の負担者と保険金等の受取人は異なり、満期保険金は保険料の負担者から保険金等の受取人への贈与として扱われ、保険金等の受取人が贈与税の課税対象となります。

$$\begin{matrix} \text{満期保険金} & \text{贈与税の基礎控除} & = & \text{贈与税の} \\ & \text{110万円} & & \text{課税対象金額} \end{matrix}$$

区分	被保険者	保険料の負担者	保険金等受取人	受取理由等	課税関係
1	夫	夫	夫	満期	夫の一時所得として、他の所得額と合算し総合課税
2	夫	夫	妻	満期 夫の死亡	夫から妻へ贈与（妻に贈与税） 妻に相続税（生命保険金）
3	夫	妻	子	満期 夫の死亡	妻から子へ贈与（子に贈与税）
4	妻 契約者	夫	妻	夫の死亡	妻に相続税（生命保険契約に関する権利）
5	妻	夫	夫	満期 夫の死亡	夫の一時所得として、他の所得額と合算し総合課税

## 宝くじに当たった場合の税金は？

### 個人で購入した場合

個人の買った宝くじの当せん金には原則として税金は課税されません。これは、当せん金付証券法の第十三条により、「当せん金付証券の当せん金品については、所得税を課さない」とあり、これは免税でなく、非課税扱いになっています。ただし外国で管理発行された宝くじが当たった場合には、一時所得となり所得税・住民税が課税されます。

宝くじの当せん金を頭金にマイホームを購入したが、税務署から、お金の出所について問い合わせがあった。  
こんな時には「当選証明書」がお金の出所を証明してくれます。



10月完成予定の中標津町総合福祉センター

複数の個人が、資金を出し合って共同で宝くじを購入し当選した場合

この場合、出資者の代表者が単独でいったん当せん金を受取り、その後各個人毎に分配した場合には、贈与税の課税問題が出てきます。

### 法人が購入した場合

当せん金は全額課税の対象とされ、購入費用を引いた残りに法人税が課税されます。

住民税についての相談は……  
税務課 住民税係まで（内線二〇九番）

## 固定資産税とは

固定資産税は、毎年一月一日において、土地、家屋、償却資産（これらを総称して固定資産といいますが）を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

償却資産とは、会社や個人で工場や商店等を経営しておられる方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。

### 税額算定のあらまし

固定資産の評価は、総務大臣が定めた『固定資産評価基準』に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。

算定された課税標準額に、税率一・四％を乗じた金額が固定資産税額となりますが、同一人が所有する土地、家屋、償却資産についてそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

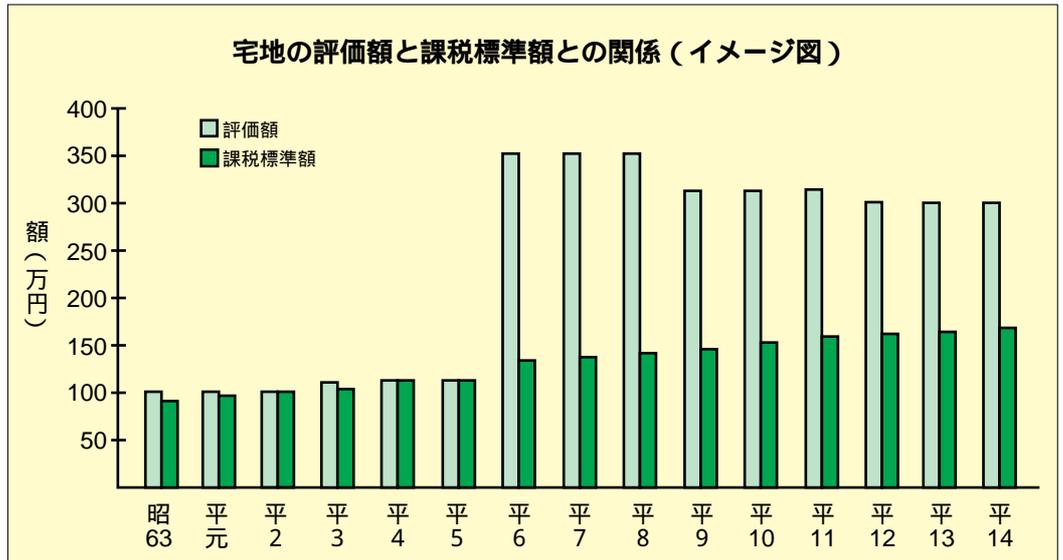
- ・土地 三十万円
- ・家屋 二十万円
- ・償却資産 百五十万円

中標津町では、毎年五月初旬に税額等を記載した納税通知書を納税者宛に通知し、年三回に分けて納税することとしています。

### 固定資産の評価替え

固定資産の土地と家屋については、三年毎に評価額を見直す制度（評価替え）がとられています。なお、次の評価替えの時期は平成十五年度となっています。

宅地の評価額と課税標準額との関係（イメージ図）



### 質問にお答えします

**問** 家屋が年々老朽化していくのに評価額が下がらないのはどうしてでしょうか。

**答** 家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一ものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費に、家屋の建築後の

経過年数によって生ずる損耗の状況による減価率を乗じて求められます。

ただし、その価額が前年度の価額を超える場合は、前年度の価額に据え置かれます。

家屋の建築費は、平成五年頃からそれまで続いていた上昇傾向が沈静化し、以後は建築資材価格等が下落傾向を示していることから、比較的建築年次の新しい家屋については、評価替え毎にその価額が下落しています。

一方、建築年次の古い家屋については、過去に建築費の上昇が続く中、評価額が据え置かれていたこともあって、近年の建築資材価格等の下落を加味した評価額であっても、以前から据え置かれていた価額を下回るまでにはいたらず、評価額が下がらないといったことがあります。

**問** 地価が下がっているのに、土地の税額が上がるのはどうしてでしょうか。

**答** 平成六年度に、評価の均衡を図るため、宅地の評価水準を全国一律に地価公示価格等の七割を目途とする評価替えが行われましたが、この結果、従前の評価額と比べて全体で約三倍ほどの価格上昇がみられました。そこで、この評価替えによって税負担が急増しないようにするため、なだらかに課税標準額を上昇させる負担調整措置が講じられました。

中標津町においても、平成六年度の評価替えにより、従前の宅地の評価額と比べて全体で約三倍ほどの価格上昇となっており、八年経過した現在でも宅地の大半は課税標準額が評価額に達していない状況です。

したがって、今後において地価が多少下落したとしても、これらの宅地に係る課税標準額については、負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）に応じた上昇を続けることとなります。【上図参照】

固定資産税についての相談は……  
税務課固定資産税係まで  
(内線二〇七番)





町民の健康を守る町立中標津病院

## 町の財政 企業会計

町には、国民健康保険事業特別会計など六つの特別会計と病院・水道事業の二つの企業会計があります。  
 今月号では、病院事業会計と水道事業会計の決算状況についてお知らせします。

### 年度別決算の比較データ

年度	1日当たりの患者数		決算額（消費税及び地方消費税抜きの数値）	
	入院	外来	収入	支出
11	147人	712人	36億7,063万円	40億3,428万円
12	152人	795人	37億4,647万円	39億255万円
13	154人	847人	39億2,279万円	41億1,195万円

平成11年4月に新築移転をし、既設診療科8科と眼科、皮膚科、放射線科、リハビリテーション科の4科を新設、また同年10月に精神科を開設し全13科で診療体制の充実を図り、更に医療機器の拡充を図り町民の要望に応えた医療サービスの向上に努めています。病院事業の平成13年度決算は、患者数、診療収入共に前年を上回る実績となっています。しかし、平成14年度からは医療制度改革により初の診療報酬引き下げ等、大変厳しい状況となっています。

### 平成13年度決算額

経営成績である損益計算書の収益は、39億2,279万円で、前年度に比べ約1億7,632万円の増となっています。前年度に比べ入院患者数1日平均で2人(1.3%)の増、外来患者数1日平均で52人(6.5%)の増、それぞれ4,181万円、

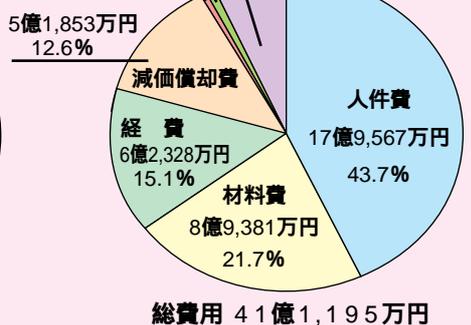
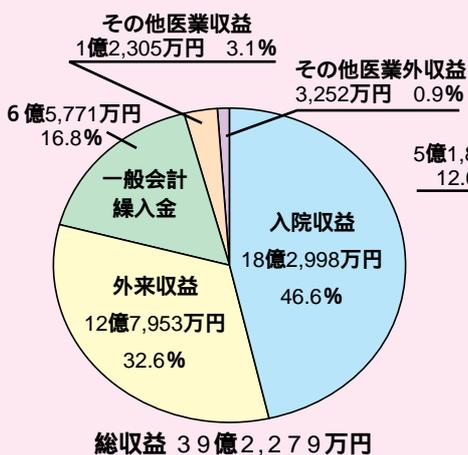
1億277万円の増となっており、総収益の伸び率も4.7%と徐々に伸びている状況であります。

費用は、41億1,195万円で前年度に比べ約2億940万円の増となっています。医師・看護師の増員により人件費が

資産減耗費 274万円 0.1%

その他医業費用 1,112万円 0.3%

その他医業外費用 2億6,680万円 6.5%



前年度に比べ約6,288万円(3.6%)の増となっています。材料費では、患者数の増加に伴い前年度に比べ1億2,991万円(17.1%)の増となっており、総費用の伸び率が5.4%となっています。

結果、経常収支(収益-費用)で1億8,916万円の経常損失となっています。

収益的収支に係る一般会計からの繰入金は、前年度に比べ約3,054万円(4.9%)の増、収益全体に占める割合は16.8%となっています。また、資本的収支に係る繰入金は2億7,931万円で、一般会計からの繰入金合計は、9億3,702万円となっています。

繰入金については、地域住民の医療を確保するため、採算性をとることが困難である場合でも医療を行わなければならないという自治体病院の役割等を考慮して、一般会計との間の経費負担区分の原則が定められています。



市街地の水源・俣落川

中標津町の水道事業は、昭和25年12月、市街地に湧水を水源として給水を開始しました。その後、給水人口の急速な増加と生活様式の向上等に伴う使用量の増加のため、水源を俣落川に求め、給水規模（現在まで第4次の拡張を実施）を拡大しています。これらの施設は、水道法で「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」ことを目指し、日々水質検査（1）を行うなど、安全で美味しい水道水を供給することに努めています。

しかしながら、水道施設の整備修繕等（特に上水道・簡易水道施設）は竣工から20年余りが経過し、老朽化や機能低下などにより施設改修を必要としている時期にきています。現在、長・中期整備修繕計画の中で随時対応していますが、その経費の算出及び修繕時期については難しく、今後の給水バランスを見据えて行う計画です。

なお、ほかの水道施設としては農業用として供給している営農専用水道（一般会計で運営管理）があります。

1 水質検査の結果については、役場ロビーまちづくり情報コーナー、計根別支所及び図書館カウンターで見ることができます。

## 病院と水道会計決算額の推移（収益的収支）



病院事業会計は、新町立病院がオープンした平成11年に約1.5倍の40億円になり、借金残高も5年前に比べ約2.5倍の71億円（平成13年度末）になりました。

水道事業会計は、ここ数年4億～5億円で推移し、平成13年度末の借金残高は17億円になりました。

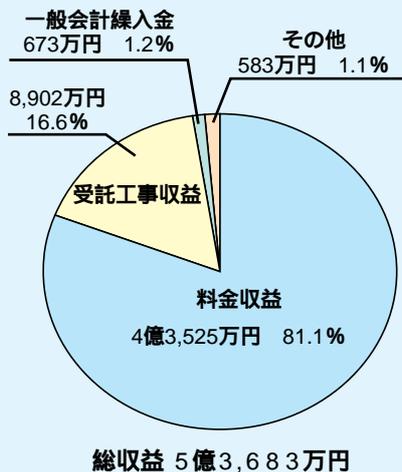
## 年度別決算等の比較データ

年度	万円				
	収入決算額	純利益	水道料金収入	建設改良費	損益勘定 留保資金額
11	48,367	6,894	41,471	36,691	19,607
12	52,448	7,164	43,240	24,669	19,526
13	53,683	5,684	43,525	27,236	14,695
14	53,330	5,262	43,471	23,560	17,033
15	44,867	3,606	43,141	15,350	23,974

14年～15年は推計額

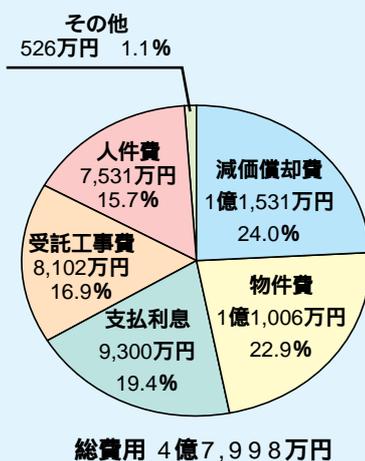
## 平成13年度決算額

経営成績である損益計算書の収益は、5億3,683万円で前年度に比べ3,695万円の増となっています。収入では、給水戸数で158戸、261人増えたことなどにより対前年比



7.4%増となりました。

費用は、4億7,998万円で前年度に比べ3,970万円の増となっています。配水管の整備（未給水地区及び水圧不足地区解消）などの建設改良工事が増えたことなどにより対前年比9%増となりました。



結果、経常収支（収益 費用）で5,684万円の純利益（前年度に比べ1,480万円減）となっています。収益的収支に係る一般会計からの繰入金（2）は673万円になっています。

2 一般会計からの繰入金については、公営企業法の規定に基づき、建設改良費に対する補助金です。

\*お願い...最近、転入や町内で引っ越しを行った場合、水道の使用の届出を出されないでご利用されている方がおられます、必ず使用の届け出を出されてからご利用するようにお願いいたします。

# 街かどの人

Human interview

TORAZO写真展

石原寅三さん 計根別



ミスナラや白樺、ハンノキ、ヤチダモ、ニレなど多種の木々の緑が溢れている樹木見本園の正美公園。その公園の一角に建つ森林生態学習舎でTORAZO写真展が開催されている。写真展には知床五湖、水平線に昇る太陽、滝の流れ、庭に訪れる小鳥たちからオオワシ、シマフクロウ、丹頂など、主に道東の自然にレンズを向けた作品三十三点が展示され、訪れる人々の目を楽ませている。

自営業を営む石原さんがカメラを手にしたのは四十三歳のとき。「お客様に感謝の心を伝えたい」とミニ温度計付きポストカードを考案。良い写真が撮れるよう一眼レフのカメラを購入したのがきっかけ」と言う。撮影のイロハを写真雑誌から学び、道東の自然を撮りつづけて二十年。

昨年、体調をくずし入院した石原さんは、病室で撮りためたスライドを整理した。「写真の一枚一枚に思い出があり、一人でも多くの人に自分の思いを知ってもらえたなら」と、関係者の協力を得て手づくりの写真展が実現した。退院後に購入したパソコンに、思い出深い作品から二百点をスキャナーにとり込み入力。データとして整理、保存している。

「これからも生命の限り道東の自然と向き合い、この自然がいつまでも継承されていくことを願って撮り続けていきたい」と愛用のカメラを手にした。

大丈夫？

住基ネット

住民基本台帳法の改正によって、八月五日より全国の市町村と都道府県・国の機関を専用回線で結ぶ住民基本台帳ネットワークシステムが整備されました。住民票の広域交付や転入転出の手続きの簡素化、更には本人確認情報（1）が省略されるなどの仕組みがスタートしました。（詳細は広報中標津八月号に掲載）

新聞報道などで住民基本台帳の情報が、ネットワーク化されることにより「町民個々の情報が不用意に外部に漏れたり、不正に悪用されないか」また「個人情報保護法が現在制定されていない」懸念などから、いくつかの自治体で参加を見合わせる実態がでてきました。

このため町では、中標津町個人情報保護条例によって細心の注意をはらうこととしている他、国・北海道などと協力して個人情報の保護対策には万全をきすことにしています。

制度面では、都道府県・指定情報処理機関で保有する情報を氏名・住所・生年月日と住民票コードに限定しています。本人確認情報の提供先・利用目的を法律により限定し、目的外利用を禁止します。

技術面では、外部に漏れることのないよう専用回線を用いて個人情報を送信します。不正アクセス防止のため侵入検知装置を設置していることなどです。

詳しくは生活課戸籍住民係まで。

1国の行政機関などに対する本人確認情報の提供による住民票の写しの添付



## 腹痛

町立中標津病院  
外科医師 大木 暁 あきら



「お腹が痛い」と感じることを町民の皆さまも一度は経験していると思いますが、腹痛は消化器疾患において最も代表的な自覚症状であり、チクチクするような軽い痛みから耐え難く冷や汗が出てくる様な痛みまで色々あります。腹痛には、それぞれ発生機序の異なる三つの痛み、すなわち内臓痛、体性痛、関連痛というのがありますが、実際の腹痛はこれらが様々に影響しあつた混合痛として感じています。

**内臓痛** 胃、腸、胆嚢などの管腔臓器の収縮、伸展や実質臓器の腫脹、牽引による被膜の伸展が原因となり、所在が不明瞭な鈍痛であることが多い。  
**体性痛** 腹膜の刺激や炎症によって発生し、突き刺すような限局する持続痛を訴える。  
**関連痛** 内臓痛が起こった際に、その内臓に特定の遠隔部位の皮膚に起こる痛みである。原因となる疾患としては急性胃

腸炎、胃・十二指腸潰瘍、潰瘍穿孔、憩室炎、胆石・胆嚢炎、腸閉塞、急性膵炎、消化器癌、尿管結石、婦人科の疾患（卵巣捻転、出血、子宮付属器炎、子宮外妊娠破裂など）等、多種多様ですが、診察する際もつとも重要なことは、緊急処置（手術）が必要である状態・疾患であるかどうかを鑑別することです。

緊急処置が必要な状態・疾患には、臓器の破裂、穿孔により腹膜炎や大量出血をきたすもの、臓器の血行障害、重症感染症などがあります。代表的な疾患として急性虫垂炎、消化管穿孔、絞扼性イレウス、嵌頓ヘルニア、大動脈瘤破裂、子宮外妊娠破裂などがあります。これらの疾患は治療が遅ければ生死に関わる重篤な状態に陥る危険性を持つた疾患です。鑑別の際、問診、触診を行い、必要であれば採血、レントゲン、超音波、CT等の検査を追加し、早期発見、早期治療を心がけています。

「お腹が痛いけどこれくらいで受診したら大げさだと思われるかな」とかを考えて自己判断で様子を見るよりも、受診していただいで医師から「薬で様子を見ましょう」と言われる方が安心しませんか？場合によっては「すぐ手術が必要ですよ」と言うこともあります。

救急外来もありますので腹痛時には我慢をせず受診してください。

## 森林整備地域活動支援交付金制度について

近年の林業を取り巻く厳しい状況の中、間伐などの森林施業（森林を維持、造成するための作業）が十分に行われない人工林が発生するなど、このままでは森林の有する多面的な機能の発揮に支障をきたすおそれがあります。

そこで、森林施業を推進し森林の持つさまざまな機能を持続的に発揮させるため、森林施業に欠かせない現況調査や作業道の整備などの「地域における取り組み」を交付金により支援する制度が創設されました。

制度の実施期間  
平成十四年度から平成十八年度（五年間）

### 対象者

森林施業計画の認定を受けている森林所有者で、市町村と交付金に関する協定を結んだ方。

### 対象となる森林

私有林のうち、森林施業計画（三十ヘクタール以上）の認定を受けた森林で林齢三十五年生以下の人工林など。

### 対象となる行為（地域活動）

森林施業計画上の施業を実施



するために必要な行為で、次のいずれか一つを毎年度実施することが必要です。

- ・ 森林の現況調査
- ・ 施業実施区域の明確化作業
- ・ 作業道、歩道の整備など

交付金額

対象となる森林一ヘクタールあたり年間、一万円を交付（町と締結する協定に違反した場合は、返還措置があります）

### その他

対象者は、対象行為の実施、実施状況報告書の作成、交付金受領の行為及び事務の全部または一部を森林組合などに委託することができます。お問い合わせは農林課係まで。

10	日	月	火	水	木	金	土
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

税金

10月は  
町道民税(第3期)  
国民健康保険税(第5期)  
介護保険料(第5期)  
の納期です

町道民税の第3期と国民健康保険税の第5期、介護保険料の第5期の納期限は10月31日です。忘れずに納めましょう。

国民健康保険税の第4期、介護保険料の第4期の納期限がすでに経過しています。もう一度お手元の納付書を確認のうえ、納付されていない方は早急に納めましょう。

~ 町税等各種収納金の納付は口座振替で ~

~ 収納窓口の休日開設及び平日開設時間を延長 ~

10月の収納窓口開設時間延長日は16日dと31日e 午後5時15分~午後8時まで、休日開設日は27日a 午前9時~午後5時までです。収納窓口開設時間延長、休日開設に合わせて納税相談を実施していますので、納税についてご相談ください。納付書がなくても納めることができますのでご利用ください。

釧路財務事務所からのお知らせ

この商品券(さかな・くだもの・やさい券)をお持ちの方へ



この商品券は使えなくなりましたが、財務局で払い戻しの手続きを行いますので、お持ちの方はご連絡ください。

受付期限 平成14年11月18日まで  
(受付期間を過ぎると手続きができませんのでご注意ください)

連絡先 釧路財務事務所理財課

☎0154(32)0701

町葬のお知らせ

勲四等瑞宝章・中標津町名誉町民の村田雄平氏が、九月二十二日午前三時四十分、行年八十歳で逝去されました。

村田氏は、一九七〇年から四期十四年三カ月間、中標津町長を務められ、八十四年からは道議会議員として六年八カ月間にわたり地域振興に尽力されました。

ついでに故人の偉大な御遺功をたたえ、左記により中標津町葬(無宗教)を執り行います。

- 一、告別式 十月二十六日(土) 午前十時三十分 中標津町総合文化会館大ホール
- 二、式場 中標津町総合文化会館大ホール

まちづくり住民アンケートの調査結果の公表について

この調査は「なかしべつのもちづくりを評価しませんか」と題して、第五期中標津町総合発展計画の内容を多くの住民に知っていたら、併せて施策に対する達成度合いや住民意識を確かめながら、計画の実効性を高めることを目的とし、本年より毎年実施を予定しています。

報告書は四十七ページで、総合計画の施策について「良くなった」「悪くなった」というアンケート結果や意見などです。配布場所は、役場一階ロビー情報コーナー、計根別支所、総合文化会館です。詳しくは企画財政課企画係まで。

下水汚泥たい肥「環甦」の配付について

昨年十月より、資源の有効利用及び循環型社会の推進を目的として、下水汚泥の発酵たい肥「環甦」の生産をおこなっています。窒素、りん酸などの成分を含んだ豊富なたい肥ができましたので(葉物野菜に適用していると思われます)町民の皆さまに家庭用たい肥と考える配布を行います。たい肥を入れる袋(肥料袋など)をご持参下さい。

日時 十月二十八日(月) 十一月三日(日)  
午前十時~午後四時  
場所 中標津下水終末処理場 (東35北6)

お問い合わせは下水終末処理場 ☎(2)4307または上下水道課下水道係まで。

根釧ナチュラルチーズフェアを開催

搾りたての牛乳で、農家製手づくりチーズを作っているグループ「根釧ナチュラルチーズ紀行」では、地域住民がナチュラルチーズに親しみ、その知識を深めることでナチュラルチーズを根釧地域の特産品として定着を図ると同時に、根釧の基幹産業である酪農に対する理解を深めていただくため、根釧ナチュラルチーズフェアを開催します。

日時 十月十九日(土) 午後一時~午後三時半  
場所 総合文化会館しるべつと参加料 前売券千四百円 (当日券千五百円)

詳しくは根釧ナチュラルチーズ紀行代表三友由美子 ☎(3)3986まで。

## 検 診

## 骨粗鬆症検診のお知らせ

11月分の予約の受付についてお知らせします。

**申込期間** 10月7日～18日の平日

**検診実施期間** 11月1日～29日の平日

**検診内容** 問診、骨密度測定、診察

**定員** 1日2人

**検診実施場所** 町立中標津病院

**申込先** 中標津町保健センター

☎(2)2733まで

## 乳がん検診のお知らせ

11月分の予約の受付についてお知らせします。

**申込期間** 10月7日～18日の平日

**検診実施期間**

11月1日～29日の木曜日

**検診内容** マンモグラフィー、問診、視触診

**定員** 1日5人

**検診実施場所** 町立中標津病院

**申込先** 町立中標津病院医療管理係

☎(2)8200まで

## 東京中標津会に参加しませんか

東京中標津会が設立15周年を迎えます。懐かしいふるさとをしのんで集う会員と懇談し、交流の和を広げます。東京での総会に、町民の参加を募集します。詳しくは、経済振興課地域振興係まで。

**日時** 平成14年11月23日g 正午より

**場所** 日本閣(東京都中野区東中野)

**出発日** 11月22日(2泊3日)

**費用** 53,450円(航空券、2泊の宿泊代含む)

別途懇親会費(8,000円)

**申込期限** 10月11日f まで



## 町長室の1日開放

町づくりに関する意見や提言をお待ちしています

町民の皆さんが、町長と直接会って町づくりに関する意見交換を行う「町長室の1日開放」を実施します。

**日時** 10月17日e 午前10時～正午までと午後1時～午後5時まで。

面談時間が重複した場合は、予約の方を優先します。事前に予約を希望される方は総務課広報・調査係までお申し込みください。

**根室支庁と中標津町が主催する「男女平等参画推進根室地域フォーラム」が開催されます。内容は講演とパネルディスカッションで講師は弁護士・秀嶋ゆかりさん。三人のパネラーは地元の方々です。男女平等の意識啓発と、地域住民意識の向上を図ることを目的として開催しますので、多数の方の参加をお待ちしています。**

**日時** 十月二十九日(火)  
午前10時～午後12時半

**場所** 総合文化会館コミュニティホール

参加料は無料です。お問い合わせは根室支庁環境生活課 ☎01532(3)6131 または役場生活課交通・町民相談係まで。

## 男女平等参画推進根室地域フォーラムを開催

## 民事・家事調停受付相談のお知らせ

標津調停協会主催による民事・家事調停受付相談を実施します。費用は無料、秘密は堅く守られますので、ご利用ください。

**日時** 十月二十八日(月)  
午前10時～正午

**場所** 中標津町総合文化会館

**相談事項** 金銭、土地建物、夫婦親子相談等

詳しくは生活課交通・町民相談係まで。

野ねずみ駆除による薬剤空中散布の実施について

町有保安林などの造林地を野ねずみから保護するため、ヘリコプターによる薬剤散布を、左記日程

野ねずみ駆除による薬剤空中散布の実施について

野ねずみ駆除による薬剤空中散布の実施について

野ねずみ駆除による薬剤空中散布の実施について

野ねずみ駆除による薬剤空中散布の実施について

野ねずみ駆除による薬剤空中散布の実施について

により実施する予定です。なお、実施日については天候等により変更される場合もあります。

**月日** 十月十五日(火)  
十一月七日(木)～八日(金)

**区域** 町内一円の町有林及び私有林

**散布薬剤** リン力亜鉛粒剤(本薬剤は、毒物及び劇物取締法による指定から除外された普通物です)

お問い合わせは農林課林務係まで。

## 老人世帯及び母子世帯への「ごみ処理証紙」の無料配布について

左記の条件をすべて満たしている世帯へ「ごみ処理証紙」の無料配布を行います。

老人世帯の該当条件(四項目すべてに該当)

一緒に生活している方が全員六十五歳以上であること

六十五歳未満の方に扶養されていないこと

町民税の課税状況が非課税または均等割のみ課税されていること

生活保護世帯ではないこと

母子世帯の該当条件(四項目すべてに該当)

一緒に生活している方が母子のみであること

世帯員外の方に扶養されていないこと

町民税の課税状況が非課税または均等割のみ課税されていること

生活保護世帯でないこと

該当される方は十一月五日までに十月の町内回覧に添付してある課税状況調査の同意書に記入し申し込みしてください。詳しくは生活課環境衛生係まで。

「秋の全道火災予防運動を実施します」

今年も10月15日～31日まで秋の全道火災予防運動期間です。



CAMERA WATCHING

写真をご希望のかたにネガをお貸しします。



地球が丸く見える  
9/1

秋の一日を楽しく



第十五回じゃがいも伯爵まつり&ふれあい広場が、南中の特設会場で開催されました。会場には町内外から大勢の人々が訪れ、じゃがいも掘りやパーベキユウ、乗馬、熱気球、ミニSLなど大人から子どもまで、秋の一日を楽しく過ごしていました。

この広報紙は資源保護のため再生紙を使用しています。



地球が丸く見える  
9/14

間近に見る  
ジェット機に感動



親子連れなど、二百人を超す大勢の町民が訪れた「なかしべつ空港まつり」。管制塔や気象施設の開放バスによる飛行場内見学走行、幌馬車による空港周辺「コスモス畑」の散策、小型機によるデモフライト、ジェット機との記念撮影など各イベントに子どもたちの笑顔が輝いていました。

平成14年 10 VOL.478

中標津 なかしべつ

ひとのうき

8月31日現在住民登録人口

( ) 内は前月比

町の人口 23,781 (+ 20)  
男 11,685 (+ 14)  
女 12,096 (+ 6)  
世帯数 9,781 (+ 13)

誕生 24人 死亡 9人  
転入 77人 転出 72人

写真をご希望のかたにネガをお貸しします。